

規制検査及び事業者等の安全活動に係るデジタル化について

1. 背景

現在、各省庁を中心に様々な行政活動に係るデジタル化が推進されており、原子力規制委員会でも6月22日の会合の場で議題2 (<https://www.nsr.go.jp/data/000394304.pdf>) として報告されている。

今後、原子力規制庁でこれらの活動を展開していくにあたり、現場実態と乖離が生じないように事業者等の意見を参考にすることが必要である。

2. デジタル化推進の概要（詳細は委員会資料参照）

法律、政令、省令・規則について、アナログ規制と考えられる7種類（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制）の項目を設定し、各法規の条項を抽出/検討することで、法的なデジタル化の推進や阻害事項の排除を考えている。

特に、デジタル完結・自動化を主として進めることとし、その適用段階について3段階（フェーズ1：デジタル技術を活用せず、フェーズ2：デジタル技術を活用、フェーズ3：デジタルで完結）に整理して検討していくこととした。

3. 核燃施設等事業者の安全活動や規制検査における見直し方針

(1) 事業者が行う検査等

事業者がデジタル技術を活用して検査等を行うことが可能である旨の解釈を明示することでフェーズ2と整理

(2) 原子力規制委員会が行う検査等

検査等にデジタル技術を活用できるかを検討し、可能なものは導入することをもって、フェーズ2と整理

4. 検討を進める上での情報収集（依頼事項）

デジタル化を検討する上で原子力施設のリスクの大きさを考慮することは必須であり、本デジタル化により原子力安全を阻害することは原子炉等規制法の目的に反するものである。

従って、現場での活動の実態を把握する必要があり、核燃施設等事業者に以下の意見を聴取したい。

【質問1】

事業者等が安全活動のデジタル化を進める上で、規制が阻害しているものが

あるか。

【質問2】

規制活動（特に規制検査）をデジタル化することで、事業者等の安全活動を阻害するものがあるか。

以上の2つの質問について、7月15日を締め切りとして回答を頂きたい。
ただし、回答の要否及び様式は任意とする。

5. 回答／連絡先

担当：原子力規制庁 核燃料施設等監視部門 伊藤 信哉

電話：03-5114-2115